

九州大学広報戦略推進室規程

平成25年度九大規程第69号
制 定：平成26年 1月27日
最終改正：平成30年 6月 4日
(平成30年度九大規程第7号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第16条第3項の規定に基づき、広報戦略推進室（以下「推進室」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 推進室は、次に掲げる具体的業務を行う。

- (1) 広報戦略原案の策定に関すること。
- (2) 教育・研究成果等の情報収集・発信に関すること。
- (3) 九州大学ウェブサイトその他の広報コンテンツの活用・充実に関すること。
- (4) その他広報活動の推進に係る支援に関すること。

(組織)

第3条 推進室は、室長及び室員をもって構成する。

(室長)

第4条 室長は、総長が指名する理事をもって充てる。

2 室長は、推進室の業務を掌理する。

(副室長)

第5条 副室長は、室員のうちから室長が指名する者をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐する。

(室員)

第6条 室員は、職員のうちから総長が指名する。

2 室員は、室長の命を受け、推進室の業務を処理する。

(総合アドバイザー)

第7条 推進室に、九州大学（以下「本学」という。）の広報戦略の策定及び広報活動の推進を諮るため、総合アドバイザーを置くことができる。

2 総合アドバイザーは、学内外の学識経験者のうちから、室長が指名又は委嘱する者をもって充てる。

(ワーキンググループ)

第8条 推進室に、特定の事項を調査・検討させるため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、スポークスパーソン及び総合アドバイザーのうちから、室長が指名又は委嘱する者をもって充てる。

(運営会議等)

第9条 推進室に、広報戦略推進室会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、広報本部長（以下「本部長」という。）の諮問に応じて、本学の広報戦略に関する事項を審議する。

3 会議は、推進室の構成員をもって充てる。

(事務)

第10条 推進室に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、推進室の運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年1月27日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第102号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第7号）

この規程は、平成30年6月4日から施行する。